

## 2) 環境関連法規制の指定状況

環境関連法規制の指定状況について、以下に示す。なお、対象事業実施区域が該当する指定、規制等の指定状況についてはその範囲を図に示す。

### (1) 自然環境保全法

対象事業実施区域及びその周辺に「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定はない。

### (2) 長野県自然環境保全条例

対象事業実施区域は「長野県自然環境保全条例」(昭和48年3月30日長野県条例第12号)に基づく大規模開発調整地域に該当する。大規模開発調整地域では、面積1ha以上のゴルフ場等の建設や土地の形質変更を行う場合は知事への届出を必要とし、予め知事及び関係市長と自然保護協定を締結しなければならない。

### (3) 諏訪市自然環境保護条例

対象事業実施区域は「諏訪市自然環境保護条例」(昭和49年3月30日諏訪市条例第17号)に基づく自然環境保護調整地区に指定されている。環境保護調整区域では、面積1ha以上の宅地造成その他土地の形質変更など8種類の開発等の行為について届出及び市長との協定締結が必要となる。

対象事業実施区域及びその周辺における諏訪市自然環境保護条例に基づく自然環境保護調整地区の指定状況を図2-2-11に示す。

### (4) 茅野市生活環境保全条例

茅野市では「茅野市生活環境保全条例」(昭和48年5月16日茅野市条例第20号)を制定し、概ね標高1,600m以上の地域での開発を規制している。

### (5) 自然公園法

対象事業実施区域及びその周辺における「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく自然公園の指定状況を図2-2-12に示す。

対象事業実施区域の北側には、八ヶ岳中信高原国定公園がある。

### (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

対象事業実施区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区の指定状況を表2-2-55に、鳥獣保護区等の位置図を図2-2-13に示す。

対象事業実施区域の北東には、車山白樺湖鳥獣保護区が設定されている。

表 2-2-55 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	所在地	面積(ha)	期限
鳥獣保護区	車山白樺湖	茅野市	1,390	平成34年10月31日

出典：「平成30年版長野県鳥獣保護区等位置図」(平成30年、長野県)

### (7) 都市計画法

対象事業実施区域及びその周辺に「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区の指定はない。

### (8) 都市緑地法

対象事業実施区域及びその周辺に「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全地域の指定はない。

#### (9) 森林法

対象事業実施区域及びその周辺における「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく保安林及び普通林の指定状況を図2-2-14に示す。対象事業実施区域は普通林に指定されているものの、保安林の指定はない。

#### (10) 国有林野の管理経営に関する法律

対象事業実施区域及びその周辺における「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)に基づく国有林は存在しない。

#### (11) 農業振興地域の整備に関する法律

対象事業実施区域及びその周辺における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)に基づく農業振興地域内農用地区域の位置図を図2-2-15に示す。周辺地域には農業振興地域内農用地区域は存在するものの、対象事業実施区域には存在しない。

#### (12) 砂防法

対象事業実施区域及びその周辺における「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定状況を図2-2-16に示す。周辺地域には砂防指定地が12箇所存在するものの、対象事業実施区域には砂防指定地は存在しない。

#### (13) 地すべり等防止法

対象事業実施区域及びその周辺における「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域、ぼた山崩壊防止区域の指定はない。

#### (14) 土砂災害防止法

対象事業実施区域及びその周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法、平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況を図2-2-17に示す。対象事業実施区域の周辺は、土石流に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されているが、対象事業実施区域は指定されていない。

#### (15) 土砂災害危険箇所

対象事業実施区域及びその周辺において長野県が指定している土砂災害危険箇所の指定状況を図2-2-18に示す。対象事業実施区域は、土石流危険溪流に指定されている。また、対象事業実施区域の周辺には、土石流危険溪流、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険が存在する。

#### (16) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

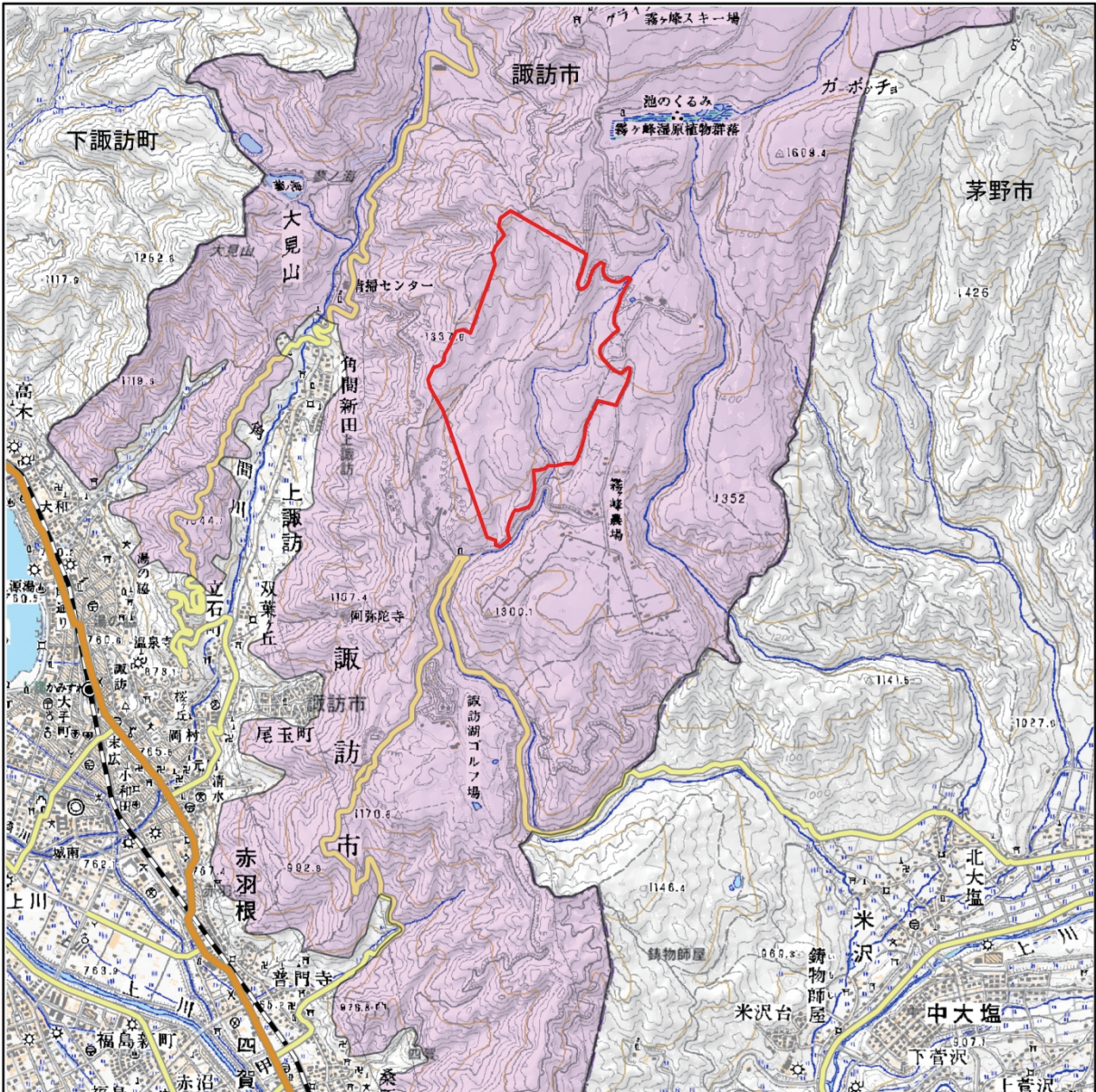
対象事業実施区域及びその周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の位置図を図2-2-19に示す。周辺地域には急傾斜地崩壊危険区域は存在するものの、対象事業実施区域には存在しない。

#### (17) 長野県水環境保全条例

対象事業実施区域及びその周辺に「長野県水環境保全条例」(平成4年3月19日条例第12号)に基づく水道水源保全地区の指定はない。

#### (18) 長野県景観条例

対象事業実施区域及びその周辺に「長野県景観条例」(平成4年3月19日条例第22号)に基づく景観育成特定地区の指定はない。

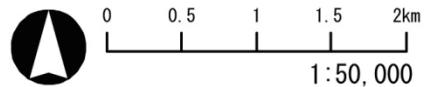


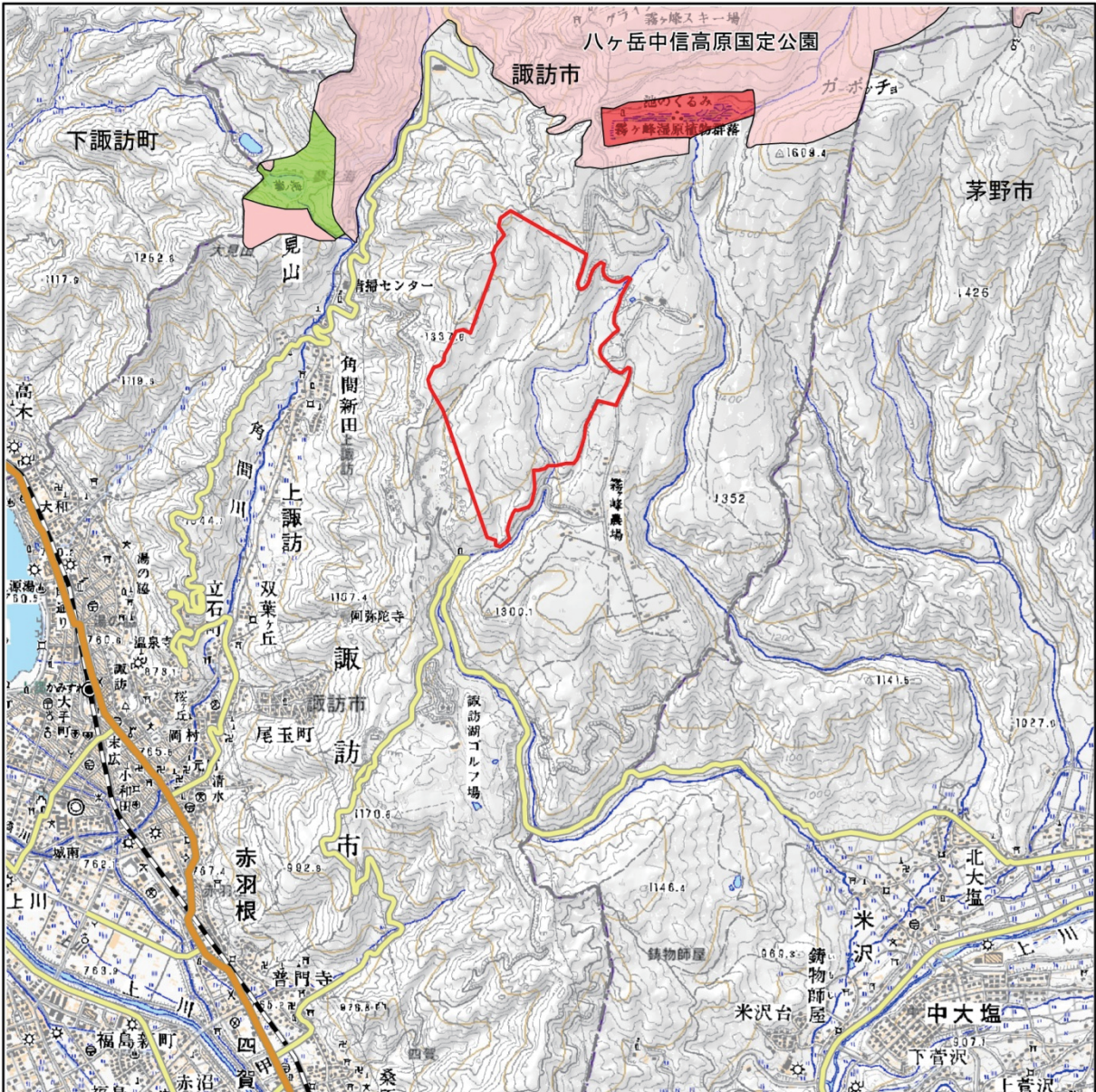
凡例

- 対象事業実施区域
- 諏訪市自然環境保護調整地区

図 2-2-11  
 諏訪市自然環境保護条例に基づく  
 自然環境保護調整地区

出典：諏訪市資料





凡例

対象事業実施区域

八ヶ岳中信高原国定公園

特別保護地区

第3種特別地域

第2種特別地域

図 2-2-12  
自然公園法に基づく指定地域

出典：長野県ウェブサイト  
「長野県統合型地理情報システム」  
(平成 31 年 1 月確認)

